

「緊急事態宣言の発出」による大型商業施設の休業に伴う

一部店舗の店舗営業の臨時休業についてのお知らせ

2021年4月23日（金）、東京都、大阪府、京都府、兵庫県に緊急事態宣言が発出され、「1000㎡を超える百貨店・ショッピングモール等、大型商業施設」に休業要請が出されました。

それを受けまして、休業要請の対象となる大型商業施設に入居する店舗については店舗営業を臨時休業することといたしましたので、お知らせいたします。

休業要請の対象とならない店舗につきましては「地域密着の健康インフラ」の使命を果たすべく感染予防を徹底し営業を継続してまいります。

1.対象店舗

緊急事態宣言が発出された東京都、大阪府、京都府、兵庫県において、休業要請の対象となった1000㎡を超える大型商業施設に入居するカーブス店舗

詳細につきましては、個別店舗ページに掲載をしておりますのでご確認ください。

カーブスホームページの「近くの店舗を探す」からご確認ください。

<https://www.curves.co.jp/search/>

2.店舗営業の臨時休業期間

2021年4月25日（日）～2021年5月11日（火）

3.メンバー様への対応について

該当店舗のメンバー様には運動習慣を継続いただくために、

①近隣他店舗のご利用

②ご自宅で運動が続けられる「おうちでカーブス」のご利用

ができるようになっております。詳しくは店舗にお問い合わせください。